

(取組み一覧)

## 自殺未遂者等ハイリスク者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度の取組みの方向性
仙台弁護士会	法律相談・高葛藤マニュアル	9月3日に仙台市の相談会と法テラスと協同して気仙沼、石巻、南三陸、亶理で相談会を実施。 現在、マニュアルを作成中。	定期的に実施している。	個々の弁護士の対応力のレベルアップ。	マニュアル作成
宮城県警察本部	自殺統計原票による統計データの集計及び提供（警察本部生活安全企画課）	自殺統計を適正に集計集約し、基礎資料とする。 警察が保有する自殺統計について地域自殺対策の推進に生かせるようにするための除法を集約する。	継続的に自殺統計データの集計、活用を図っている。	当県での自殺統計の集計結果は、警察庁を通じて厚生労働省に提供され、随時公表活用されており、継続して適正な統計の実施が必要である。	継続的に適正な統計資料を作成し、必要に応じて関係機関に提供するなどして自殺対策を図る。
	指導教養の推進及び現場での適切な対応の促進（警察本部捜査第一課）	遺族等に対応する警察職員の資質の向上を図るため、各種機会を通じた指導教養を推進するとともに、現場において必要に応じて遺族等に対しリーフレットを手交して説明を行うなど、遺族等の感情に配慮した適切な対応を図る。 警察官で自死に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。	1 各種研修を通じた指導教養の実施 検視実務専科（年1回・5日間・対象22名）及びブロック別検視業務研修会（中央・沿岸・仙北・仙南ブロック別に開催・対象125名）を通じて、遺族感情に配慮した対応に努めるよう指導教養実施済みである。 2 遺族等に対するリーフレットの手交 現場において必要に応じて遺族等に対しリーフレット（2000部作成）を手交して、手続等に関する説明を行うなど、遺族等の感情に配慮した対応を図っている。	遺族等の感情に配慮した適切な対応が図られており、今後も継続して知識の普及等を推進する必要がある。	現行事業を継続し、今後も遺族等の感情に配慮した適切な対応を図っていく。
	サイト管理者への削除依頼及びプロバイダ等との協力を含めた対策の強化（警察本部サイバー犯罪対策課）	自死を誘引したり、自死の手段を教示するような内容を掲載しているインターネットサイトについて、サイト管理者への削除依頼を行い、対応されない場合には、プロバイダに対し、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）による削除依頼を行う。	相談等により同サイトを認知した都度、個別に検討の上、実施している。	現在、プロバイダ等関連会社と協力体制が確立されているものは、自死予告事案発生時の緊急照会のみであり、自死の誘引等その他の事案でのプロバイダ等関連会社との協力制度を確立していくことが課題となる。	プロバイダ等関連会社と連携し、認知の都度積極的な働きかけを行う。
	プロバイダとの協力を含めたサイバー空間における自死予告事案への対応等（警察本部生活安全企画課）	インターネットにおける自死に関する書き込み等への対処について、サイト管理者やプロバイダとの連携強化を図り、安否を確認することで自死を未然に防止する。	各種通報等に基づき、迅速的確に、自死予告者等を特定し、必要な措置を講じることにより、自死を未然に防止している。	サイバー空間における自死予告事案を認知後、速やかにこれを防止するための措置を講じることが、課題である。	継続的に本事業を推進し自死事案を未然防止に取り組む。
	行方不明者発見活動による自死の未然防止（警察本部県民安全対策課）	各種警察活動を通じて、自死の恐れのある行方不明者の発見活動を行い、自死の未然防止を行う。	自死の恐れのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を適切に行うことにより、行方不明者を早期に発見し、自死を未然に防止するための活動を推進している。	自死の恐れのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を適切に行うことにより、行方不明者を早期に発見し、自死を未然に防止しており、自殺対策に直結する重要な活動である。	今後も継続して行方不明者発見活動を推進し、自死の未然防止を図る。
一般社団法人 仙台市医師会	かかりつけ医等の心の健康対応力向上研修	かかりつけ医等に対し、適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を取得するための研修を実施することで、一般医でうつ病患者を発見した時の日常的な連携体制の構築をし、うつ病等の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図る。	毎年2回研修会を開催。（令和元年度は11/2（土）・12/14（土））	例年、医師の受講者が少ないため、受講者拡大に努める必要がある。	例年通り、年2回の研修会を開催予定。
仙台市中学校長会	把握した時点で、保護者、関係機関（病院、はあとぼーと、市教委、児相等）との緊密な連携				
みやぎの秋ネットワーク	専門家によるワンストップ支援、勉強会・講演会  ※【再掲】	各専門家ネットワークによる具体的支援活動 対面型相談支援 電話相談支援 人材養成 普及啓発 各専門家のネットワークによる支援活動において24時間365日、2携帯番号により相談を受付また、メールやSNSなどでも相談を受付、専門家へと繋ぐ メンバーのスキルアップ、顔の見える関係強化、市民への普及啓発を目的として公開勉強会、専門家の外部講師による講演会を開く	2017年 相談件数集計 面談62、電話898、メール480、SMS 711、合計 2151件	より一層の関係機関との連携や活動の普及・啓発が必要と考える	専門家と共に学ぶ相談スキルのステップアップ事業 どんな内容の相談にも応えられるよう専門家や相談機関、行政との連携の強化 幅広く不安や悩みをすくい解決策を話し合う座談会の実施 支援につながる人、つなげる人を増やすための広報活動

(取組み一覧)

# 自殺未遂者等ハイリスク者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度の取組みの方向性
全国自死遺族連絡会・藍の会・東北いじめ総合支援センター・みやぎの萩ネットワーク他	生きてと願う支援	「全国自死遺族連絡会」「自死遺族相談総合支援センター」「つむぎの会」「東北いじめ総合支援センター」「藍の会」「法話の会」「みやぎの萩ネットワーク」各ホームページの電話番号掲載・メルアド掲載、またfacebook/ブログ・mixi・Twitterなども含めたサイトからの相談受付も含めて、固定電話2台と携帯電話3台の番号を公開し24時間365日相談受付。留守電・キャッチホン対応・FAXやショートメール・ブログ・facebook等・24時間以内には必ず応える事を基本とし、複雑な問題には個別面談（訪問も含む）対応。生活保護や障がい者年金の問題・精神科への入院・転院・家族問題、減薬断薬も含めて、苦しみや悩みの具体的解決のための総合支援を他団体と協働して実現している。死にたいというメッセージには即対応。24時間以内の初動対応。電話のかけなおし相談。	一般市民が誰でも参加できる「藍色のこころサロン」を月に2回開催。精神科に治療を受けて悪化している人の参加が多く、求めに応じて精神科医療のセカンドオピニオンを助めている。生活改善のアドバイスも行い、つながった未遂者の多くは、減薬断薬を医師と共に進めて行くことで、未遂を起こすことなく、社会への参加をしている。生きづらさを抱えて、行き場のない人たちのためや様々な当事者団体や集いへの開催場所の提供。多種多様な団体との連携で「総合支援」を実施。入退院の付き添いや手術の立会人、葬儀社の紹介も含め多種多様な求めに出来る限り対応できる他団体や人材との連携をつくるための、例会や交流会も一年を通じて連続開催。人と人との輪が広がっている。対応件数7,000件以上	具体的な問題の解決をする事がハイリスク者の支援に最も重要であるという考えで活動をしている、その事が相談後未遂をしないで、社会復帰している人たちがほとんどという成果につながっていると思われる。また、死別の悲しみという苦しみについては、悲しみは愛であるという悲しみについての考えと、悲しみは病気ではないという考えも含めて、当事者本人による体験的知識が有効。遺族が元気で生きて行くことを目標にした活動は一定の成果をあげている。相談機関があるという啓発活動の充実と行政機関の信頼を得ることが必要。	相談機関としての周知の徹底・行政機関との連携の構築・ピンポイントでのアプローチを含めて、相談しやすい体制と、追い込まれている問題を根本からは正す活動。例えば学校のいじめをゼロにする運動や働きかけ、パワハラ等労働問題の改善への働きかけとワンストップでの相談体制の充実。若者・勤労者・被災者も含めてどの団体・どの機関に連絡してもワンストップで「総合支援」ができる体制づくりの働きかけをする。
宮城県司法書士会	はあとぼーと仙台との共同による「生活困りごとと、こころの健康相談」	・毎月第3火曜日に仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）との共催で、生活の困りごと（震災後の困りごと、相続問題、多重債務、家族の問題など）の相談に、司法書士と精神保健福祉の専門家（保健師・心理士・精神保健福祉士）が同席して応じます。	仙台市政だよりに広報していただいでおり、毎月定員に近い相談予約がある状況です。	それぞれの専門家が、法律的な知識による助言と、精神保健福祉上の助言とを同時の機会に行うことができており、互いに補い合うことができています。	前年度と同様に、毎月1回、第3火曜日に相談会を開催予定です。
	司法書士会員向け研修会の開催	自死問題に関して、司法書士会員に対する研修会を開催したいと考えています。	令和1年度は未実施です。	自死問題の知識、またその適切な対処法の知識を得ることで、司法書士が自死の企図もしくはその兆候にある方の相談を行う際のスキルアップにつながります。	令和2年度中に1回、専門家を及びして研修会を開催したいと考えています。
仙台市立病院	自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	自殺企図・自傷行為で当院救命救急センターを受診した患者に対して、相談支援等を行う際、患者の状況等に応じ相談機関等のリーフレットを配布し相談機関の周知を図る。	精神科医師や精神医療相談室が介入した場合、必要に応じて相談機関一覧のリーフレットを配布するとともに、今年度の後半からは、新たに救急外来においても、相談機関一覧のリーフレットを配布した。	精神科医師や精神医療相談室が介入しない場合でも、救急外来においてリーフレットを配布することで、より一層の周知を図ることができるよう、継続した取組みが必要である。	今後とも精神科医師や精神医療相談室が介入した場合の相談機関の情報提供に加え、精神科が介入しない受診者にも相談機関の情報提供をできるように、救急外来においても、相談先一覧のリーフレットの配布を継続して実施していく。
	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施	自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対して、アセスメントの上、精神科医師や精神医療相談室が介入し、診察や相談支援を実施する。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者の77%に対し、精神科医師や精神科医療相談室が介入し診察や相談支援を実施した。精神保健福祉総合センターで開始された「仙台市いのちの支え合い事業」の対象となる患者についても適切に当該事業につなげることができた。	自殺未遂等ハイリスク者に対しては、その行為に至った様々な要因に合わせた支援が必要となるため、多機関の連携による支援が必要となる。特に退院後も支援が継続されるよう関係機関との連携を強化していくことが今後の課題である。	今後とも自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者について精神科医師や精神医療相談室が介入し、「仙台市いのちの支え合い事業」をはじめ地域の医療機関や相談機関との連携強化を図ってまいりたい。
社会福祉法人仙台いのちの電話	電話相談・インターネット相談 ※【再掲】	365日24時間体制で電話・メールによる相談活動を実施。仙台いのちの電話は、あらゆる年代からの様々な相談に対応しており、重要対象を限定していない。相談者が抱える問題について、毎月の継続研修や、法人開催の各種研修会・講演会を通じて自己研鑽に努めている。	2019年1月～12月まで、17,442件の電話相談に対応、189件のメール相談に返信。	相談員の減少傾向が続いており、新しい相談員を増やすことが課題。2019年4月開講の相談員養成講座に6名受講中。2020年4月開講相談員養成講座に18名申込。また、相談者に寄り添う対応ができるよう研修の充実を目指す。	相談員養成事業の実施し、相談受信数を増やす。更に深夜帯の相談対応充実に取組む。幅広い年代からの相談に対応するための研修体制を充実させる。相談者の求める適切な支援先に繋げるための研修を実施する。
宮城県精神保健福祉士協会	法テラス相談窓口開設への協力	精神科医療機関等における他機関との連携による対応。ワンストップを目的とする法テラス「暮らしとこころの総合相談」への協力。  【取組みの背景】 当会は宮城県内の精神保健福祉士約200名が所属する職能団体である。ソーシャルワークを用いて、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けた支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標とする援助を行う。活動する職域は精神医療・福祉分野に多いが、近年では教育機関（スクールソーシャルワーカー）、司法分野（社会復帰調整官など）のほか、産業界や行政機関などにも広がりがつつある。会員の所属する機関の対象者の中には、自死やいじめに関連する対象者も含まれており、日々の業務の中でそれぞれ重点対象者に対応しているのが現状としてある。そのような会員を後方支援する目的で、当会としては会員向け研修会の開催や事例検討などを定期的に行っている。	「暮らしとこころの総合相談」派遣日 3月14日（土）、28日（土）法テラス東松島 3月15日（日）法テラス山元 3月29日（日）法テラス南三陸 *それぞれに会員を派遣。新型コロナウイルスによる影響で調整の可能性あり		

## 自殺未遂者等ハイリスク者

実施機関	取組みの名称	取組みの概要等	取組みの実施状況	取組みに対する評価と課題	令和2年度取組みの方向性
<p>仙台市精神保健福祉総合センター</p>	<p>自殺未遂者等ハイリスク者支援 (No.11, 61, 150, 151, 202)</p> <p>*仙台市自殺対策計画第5章の取組み名のNo.を( )内に表示</p>	<p>[概要] 自殺未遂者等ハイリスク者が自死に至る行動に及ぶことがないように、多機関協働による支援や、関係機関職員の人材育成による地域の支援力の向上、支援ネットワークの構築等を図る。</p>	<p>1 自殺未遂者等ハイリスク者向けパンフレットの作成と送付 [方向性1：一人ひとりの気づきと見守りの推進] (No.11)</p> <p>2 自殺対策専門職研修の実施 [方向性2：人材の確保と育成] (No.61)</p> <p>3 相談・支援 [方向性3：対象に応じた支援] (No.150)</p> <p>4 ネットワークの構築 [方向性4：自殺対策に関するネットワークの構築] (No.202)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>※詳細は別添資料参照</p> </div>	<p>○自殺対策専門職研修の実施 [方向性2：人材の確保と育成] (No.61)</p> <p>適切な相談・支援を行うためには、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の自殺未遂者等ハイリスク者に関わる職員が適切にアセスメントを実施するとともに、多機関協働で総合的な支援を提供するための技術の向上を図る必要がある。今年度実施した「自殺対策専門職研修」においては、多機関から定員を超える多くの申し込みが寄せられニーズの高さが伺えた。また受講後のアンケートでは、「相談者を多面的にとらえ、問題を明確化する必要性を強く感じた。」「相談者と信頼関係を築き、継続的に関わる大切さを学んだ」等の意見が寄せられた。今後も、支援に従事する職員等に対する研修の継続や、個別支援を通じた連携における助言等を通じて人材育成を実施していくことが必要である。</p> <p>○相談・支援 [方向性3：対象に応じた支援] (No.150)</p> <p>今年度より「仙台市いのちの支え合い事業」を開始し、自殺未遂者への支援においては、ストレスコーピングや家族調整、復職に向けた支援など、個々の状況に応じた支援を展開した。今後はさらに、個々の救急告示病院の体制に応じた支援の検討や救急告示病院以外の病院との連携を図りつつ、より多くの自殺未遂者等ハイリスク者に支援を提供していく必要がある。</p> <p>○ネットワークの構築 [方向性4：自殺対策に関するネットワークの構築] (No.202)</p> <p>自殺未遂者が搬送される救急告示病院とのネットワーク構築に取り組み、それぞれの病院の状況把握、必要に応じた連携の構築に努めた。しかし、より複雑困難化した事例では、病院と当センターのみの連携、支援だけでなく、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等との多機関協働による支援が必須である。先述の病院との連携に加え、今後さらに個別支援等を通じて多機関協働による支援体制を拡充していくことが必要である。</p>	<p>1 未遂者向けパンフレットの作成と送付 [方向性1] (No.11)</p> <p>2 自殺対策専門職研修の実施 [方向性2：人材の確保と育成] (No.61)</p> <p>3 対象に応じた支援 [方向性3：対象に応じた支援] (No.150)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希死念慮、自傷行為や自殺未遂等の自死関連行動のあるハイリスク者に対しては、来所相談や電話相談で、継続した支援を実施する。</li> <li>・「仙台市いのちの支え合い事業」の対象を拡充し、救急搬送された自殺未遂者に対し、多機関協働による支援を実施する。具体的には、自殺未遂による緊急搬送から、精神科入院に至らないまま数日間以内で退院する短期入院患者に対する支援に関して、救急告示病院の協力を探り、支援対象者の拡充を図る。</li> </ul> <p>4 ネットワークの構築 [方向性4：自殺対策に関するネットワークの構築] (No.202)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺未遂者の退院後の支援を円滑に行うため、転院先となる精神科病院に事業の周知を行うほか、病院間の支援ネットワークの拡充を図っていく。</li> <li>・「仙台市いのちの支え合い事業実務者懇話会」を継続実施し、支援事例や事業の効果的な活用等について検討を行い、実務者間の連携を強化して、支援の向上を目指す。</li> </ul>